

津市告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成18年3月31日専決処分した予算及び平成18年6月28日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成18年7月14日

津市長 松田直久

- 1 平成18年3月31日専決処分した予算
 - 平成17年度津市一般会計補正予算（第1号）
 - 平成17年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 平成17年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 平成17年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
 - 平成17年度津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 平成18年6月28日議決を経た予算
 - 平成18年度津市一般会計補正予算（第1号）
 - 平成18年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）
 - 平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 平成18年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
 - 平成18年度津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度一般会計補正予算（第1号）

平成17年度津市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ415,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,476,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		千円 1,927,806	千円 111,100	千円 2,038,906
	2 特別会計繰入金		111,100	111,100
19 市債		3,910,600	304,200	4,214,800
	1 市債	3,910,600	304,200	4,214,800
歳入合計		34,061,163	415,300	34,476,463

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		6,268,214	474,874	6,743,088
	1 総務管理費	5,355,671	474,874	5,830,545
3 民生費		6,396,320		6,396,320
	1 社会福祉費	3,277,507		3,277,507
4 衛生費		3,071,022		3,071,022
	4 清掃費	1,853,344		1,853,344
6 農林水産業費		1,641,624	△13,893	1,627,731
	1 農業費	1,409,328	△13,893	1,395,435
	2 林業費	216,353		216,353
8 土木費		4,321,084	△23,581	4,297,503
	2 道路橋りょう費	1,583,457	△3,200	1,580,257
	3 河川費	173,140		173,140
	5 都市計画費	2,182,462	△20,381	2,162,081
9 消防費		908,445		908,445
	1 消防費	908,445		908,445
10 教育費		4,323,889		4,323,889
	2 小学校費	1,583,210		1,583,210
	3 中学校費	1,244,940		1,244,940
11 災害復旧費		160,315		160,315
	2 土木施設災害復旧費	86,537		86,537
13 諸支出金		83,113	△22,100	61,013
	1 災害援護資金貸付金	22,100	△22,100	
歳出	合計	34,061,163	415,300	34,476,463

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 64,000	銀行等 証書借入	% 年3.0以内	15か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
消防施設整備事業	3,800	銀行等 証書借入	年3.0以内	15か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
	11,000	財務省 証書借入	年3.0以内	12か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
	20,400	日本郵政公社 証書借入	年3.0以内	12か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会労働 施設整備 事業	千円 14,900	証書借入は入 証書借入	% 年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	25か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件に よっては、銀行その他 の場合はその債権者と 協定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。	千円 14,900	三重県市町 村振興協会 証書借入	% 年3.0以内	15か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
保育所施設 整備事業	21,400				財務省 証書借入	% 年3.0以内	20か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。	
社会福祉 施設整備 事業	210,000				財務省 証書借入	% 年3.0以内	20か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。	
保健衛生 施設整備 事業	62,900				銀行等 証書借入	% 年3.0以内	15か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。	
					三重県市町 村職員共済 証書借入	% 年1.3	10か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。	

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
診療所整備 事業	101,100				50,000	財務省 証券借入	年3.0以内	30か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					44,700	銀行等 証券借入	年3.0以内	15か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					6,400	公営企業金 融公庫 証券借入	年3.0以内	10か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
し尿処理 施設整備 事業	136,100				151,900	財務省 証券借入	年3.0以内	15か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
水道事業 会計出資金	152,300	証券 借入	年3.0以内 （ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率）	25か年以内（据置 期間を含む。）償還と し、政府資金につい てはその融資条件に よっては、銀行その他 の場合はその債権者と 協定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。	77,600	財務省 証券借入	年3.0以内	30か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					74,700	公営企業金 融公庫 証券借入	年3.0以内	28か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
農林生産 基盤整備 事業	61,000				10,000	銀行等 証券借入	年3.0以内	15か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					30,000	財務省 証券借入	年3.0以内	20か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					14,200	財務省 証券借入	年3.0以内	10か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
林道整備業	23,700	証券借入 又は証券借入	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金、公庫資金について、たまたまの利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金については、銀行その他の金融機関と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	8,800	日本郵政公社 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					15,000	財務省 証券借入	年3.0以内	12か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
林道整備県貸付金	5,200				5,200	三重県 証券借入	年0.7	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
海岸堤防業	3,300				3,300	財務省 証券借入	年3.0以内	20か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
道路整備業	952,500				28,200	三重県市町村振興協会 証券借入	年3.0以内	15か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					667,300	公営企業金 融公庫 証券借入	年3.0以内	20か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					66,900	公営企業金 融公庫 証券借入	年1.8	20か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					123,000	銀行等 証券借入	年3.0以内	15か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					17,500	財務省 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
辺地対策業	35,700							18,200

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	145,500	証券借入 又は 借入	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利率 の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	25か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件に よる。銀行その他の 場合はその債権者と 協定する。ただし、市財政の 都合により繰り上げ償 還することができる。	34,000	財務省 証券借入	年3.0以内	12か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
道路整備備金	9,100				7,300	三重県 証券借入	年0.7	10か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
排水施設 整備事業	115,500				18,200	全国市有 災害会 証券借入	年1.3	10か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
					24,500	三重県市 町済合 三村組 証券借入	年1.3	10か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
					72,800	銀行等 証券借入	年3.0以内	15か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
急傾斜地 対策事業	9,000				8,900	財務省 証券借入	年3.0以内	20か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
街路整備 事業	12,200				9,500	日本郵政 公社 証券借入	年1.8	20か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
					5,000	財務省 証券借入	年3.0以内	20か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
都市下水 路整備事業	224,400				408,000	財務省 証券借入	年3.0以内	20か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 國 整 備 業	124,200	証 書 借 入 入 入 後 後	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、た 利率の見直しを行った 後においては当該見直 後の利率)	25か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件に よる。銀行その他の 場合はその債権者と 協定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。	124,200	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	20か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
合 併 推 進 業	35,300				35,300	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	15か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
防 災 基 礎 業	13,900				13,900	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	15か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
耐 震 補 強 業	10,700				10,700	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	15か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
義 務 教 育 備 業 設 施 整 備 業	1,159,500				440,600	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	15か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
					645,100	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	25か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
					53,700	財 務 省 証 書 借 入	年1.9	25か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
					31,300	銀 行 等 証 書 借 入	年1.1	10か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
					44,200	日 本 郵 政 公 社 証 書 借 入	年3.0以内	25か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
					65,100	三 重 県 証 書 借 入	年1.4	10か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
幼稚園施設整備事業	200,000				132,800	銀行等 証券借入	年3.0以内	15か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					67,200	三重県市町 村職員共済 組証券借入	年1.3	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
農林水産業 施設災害 復旧事業	100	証券借入 又は 証券借入	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	25か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件に よる。銀行その他の 場合はその債権者と 協議する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。	100	財務省 証券借入	年1.4	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公共土木 施設災害 復旧事業	49,000				24,600	財務省 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
災害復旧 資金貸付金	22,100							

平成17年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,009,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6市債		千円 586,900	千円 7,500	千円 594,400
	1市債	586,900	7,500	594,400
歳入合計		1,001,665	7,500	1,009,165

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4諸支出金		千円 35,084	千円 7,500	千円 42,584
	2一般会計繰出金		7,500	7,500
歳出合計		1,001,665	7,500	1,009,165

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡易水道事業	千円 346,100	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	30か年以内(据置 期間を含む。)償還とし、 政府資金についてはそ の融資条件により、銀 行その他の場合はその 債権者と協定する。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。	千円 166,900	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	30か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
					186,700	公 営 企 業 金 融 公 庫 証 書 借 入	年3.0以内	28か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
	240,800	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	12か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。				

平成17年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「第1表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業	千円		%		千円		%	
	13,800	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	30か年以内(据置期 間を含む。)償還とし、 政府資金についてはそ の融資条件により、銀 行その他の場合はその 債権者と協定する。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。	6,800	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	30か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。
	7,000				公 営 企 業 金 融 証 書 借 入	年3.0以内	28か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。	
辺地対策事業	13,700				13,700	財 務 省 証 書 借 入	年1.2	10か年以内(据置 期間を含む。)償還と し、借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。

平成17年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ723,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4市債		千円 293,800	千円 35,900	千円 329,700
	1市債	293,800	35,900	329,700
歳入合計		687,101	35,900	723,001

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3諸支出金		千円 376,524	千円 35,900	千円 412,424
	2一般会計繰出金		35,900	35,900
歳出合計		687,101	35,900	723,001

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 専 業	千円		%		千円		%	
	293,800	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	322,700	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	15年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					7,000	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	20年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成17年度津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,619千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,499,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		千円 678,786	千円 △20,381	千円 658,405
	1 繰入金	678,786	△20,381	658,405
7 市債		4,948,400	71,000	5,019,400
	1 市債	4,948,400	71,000	5,019,400
歳入合計		9,448,479	50,619	9,499,098

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 1,505,228	千円 △17,081	千円 1,488,147
	1 総務管理費	1,505,228	△17,081	1,488,147
3 公債費		2,370,516		2,370,516
	1 公債費	2,370,516		2,370,516
4 諸支出金			67,700	67,700
	1 一般会計繰出金		67,700	67,700
歳出合計		9,448,479	50,619	9,499,098

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業負担金	千円		%		千円		%	
	958,000				466,700	財務省 証券借入	年3.0以内	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公共下水道事業	3,680,500	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	30か年以内(据置期 間を含む。)償還とし、 政府資金についてはそ の融資条件により、銀 行その他の場合はその 債権者と協定する。 ただし、市財政の都 合により繰り上げ償還 することができる。	479,700	公営企業 金融借入	年3.0以内	28か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					1,928,000	財務省 証券借入	年3.0以内	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					438,400	財務省 証券借入	年2.1	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					1,286,500	公営企業 金融借入	年3.0以内	28か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					95,300	日本郵政 証券借入	年2.1	28か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					259,900	公営企業 金融借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
資本費平準化	259,900			259,900	公営企業 金融借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	
下水道普及支援事業	50,000			64,900	三重県 証券借入	無利子	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	

平成18年度津市一般会計補正予算（第1号）

平成18年度津市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,035,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,089,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,813,556	25,232	1,838,788
	1 分担金	45,050	25,232	70,282
15 国庫支出金		6,506,284	791,601	7,297,885
	1 国庫負担金	5,565,144	11,954	5,577,098
	2 国庫補助金	918,343	775,322	1,693,665
	3 委託金	22,797	4,325	27,122
16 県支出金		3,089,578	101,474	3,191,052
	2 県補助金	1,122,799	80,654	1,203,453
	3 委託金	426,299	20,820	447,119
19 繰入金		6,187,873	2,295,185	8,483,058
	2 基金繰入金	6,187,373	2,295,185	8,482,558
21 諸収入		1,356,678	28,528	1,385,206
	5 雑収入	608,096	28,528	636,624
22 市債		4,043,100	793,100	4,836,200
	1 市債	4,043,100	793,100	4,836,200
歳入合計		85,054,857	4,035,120	89,089,977

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		11,809,295	120,251	11,929,546
	1 総務管理費	9,738,121	120,251	9,858,372
3 民生費		23,774,449	112,079	23,886,528
	1 社会福祉費	11,903,532	4,095	11,907,627
	2 児童福祉費	8,541,722	107,984	8,649,706
4 衛生費		7,795,349	192,499	7,987,848
	1 保健衛生費	1,874,034	5,790	1,879,824
	3 環境費	741,678	27,838	769,516
	4 清掃費	4,643,472	85,520	4,728,992
	6 簡易水道費	327,127	73,351	400,478
6 農林水産業費		2,630,822	293,795	2,924,617

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	2,337,085	231,743	2,568,828
	2 林 業 費	228,856	14,752	243,608
	3 水 産 業 費	64,881	47,300	112,181
7 商 工 費		1,297,688	3,891	1,301,579
	1 商 工 費	1,297,688	3,891	1,301,579
8 土 木 費		10,011,216	3,055,390	13,066,606
	1 土 木 管 理 費	528,767	1,692	530,459
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,478,976	1,308,560	2,787,536
	3 河 川 費	393,459	179,450	572,909
	5 都 市 計 画 費	7,207,069	1,481,676	8,688,745
	6 住 宅 費	344,701	84,012	428,713
9 消 防 費		3,533,531	84,389	3,617,920
	1 消 防 費	3,533,531	84,389	3,617,920
10 教 育 費		9,973,980	154,903	10,128,883
	1 教 育 総 務 費	1,295,600	17,804	1,313,404
	2 小 学 校 費	2,986,899	26,310	3,013,209
	3 中 学 校 費	1,124,590	26,740	1,151,330
	5 社 会 教 育 費	1,748,930	47,492	1,796,422
	6 保 健 体 育 費	567,572	15,557	583,129
	7 短 期 大 学 費	537,044	21,000	558,044
14 災 害 復 旧 費			17,923	17,923
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		17,923	17,923
歳 出	合 計	85,054,857	4,035,120	89,089,977

第2表 債務負担行為補正

追加 事 項	期 間	限 度 額
津リージョンプラザ改修事業	平成19年度	千円 105,000

第3表 地方債補正

追加 起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
清掃施設改修事業	千円 44,200	証書借入 又 は 証券発行	%	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
河川整備事業	19,800			
排水施設整備事業	12,000			
遠方監視集中システム整備事業	24,300			
公園整備事業	78,300			
道路整備事業	349,800			
公営住宅整備事業	31,100			
社会教育施設整備事業	3,300			
保健体育施設整備事業	9,400			
消防施設整備事業	31,600			
公共土木施設災害復旧事業	5,000		年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直しの利率)	

変 更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
	千円	千円
農業生産基盤整備事業	53,900	112,300
都市下水路整備事業	163,500	235,600
大規模改造事業	99,100	152,900

平成18年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ35,262,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競艇事業費		千円 34,524,898	千円	千円 34,524,898
	1 総務費	421,840	1,500	423,340
	2 事業費	33,476,668	△1,500	33,475,168
歳出合計		35,262,497		35,262,497

平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,045,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,462,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 3,008	千円 7,641	千円 10,649
	1 分担金	2,832	7,641	10,473
3 繰入金		327,127	73,351	400,478
	1 一般会計繰入金	327,127	73,351	400,478
6 国庫支出金			326,041	326,041
	1 国庫補助金		326,041	326,041
7 市債			638,200	638,200
	1 市債		638,200	638,200
歳入合計		417,389	1,045,233	1,462,622

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		千円 87,683	千円 1,045,233	千円 1,132,916
	1 簡易水道事業費	87,683	1,045,233	1,132,916
歳出合計		417,389	1,045,233	1,462,622

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円 638,200	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。) 償還とし、政府資金についてはその 融資条件により、銀行その他の場合 はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。

平成18年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ779,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,604,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 443,070	千円 186,800	千円 629,870
	1 繰入金	443,070	186,800	629,870
6 市債		185,500	592,200	777,700
	1 市債	185,500	592,200	777,700
歳入合計		825,772	779,000	1,604,772

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 771,040	千円 779,000	千円 1,550,040
	1 事業費	771,040	779,000	1,550,040
歳出合計		825,772	779,000	1,604,772

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
土地区画整理事業	千円 185,500	千円 777,700

平成18年度津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,850,543千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,344,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 375,715	千円 1,618,285	千円 1,994,000
	1 国庫補助金	375,715	1,618,285	1,994,000
4 県支出金		237,825	31,733	269,558
	2 委託金	600	31,733	32,333
5 繰入金		5,135,638	585,425	5,721,063
	1 繰入金	5,135,638	585,425	5,721,063
8 市債		1,112,600	2,615,100	3,727,700
	1 市債	1,112,600	2,615,100	3,727,700
歳入合計		8,493,603	4,850,543	13,344,146

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		千円 2,183,638	千円 4,850,543	千円 7,034,181
	1 公共下水道事業費	2,183,638	4,850,543	7,034,181
歳出合計		8,493,603	4,850,543	13,344,146

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
公共下水道事業	千円 342,600	千円 2,957,700

津市公告第66号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告する。

平成18年7月3日

津市長 松田直久

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成18年度下建都補第1号
栗真町屋都市下水路（第一雨水幹線）築造工事
- (2) 工事場所 津市栗真町屋町地内
- (3) 工事概要 内径1,650mm管推進工 219m
立坑工 3箇所
マンホール工 3箇所
側溝工 173m
集水柵工 5箇所
- (4) 工期 本契約の締結の日から170日間
- (5) 予定価格 181,699,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木一式工事業）を受けている者
- (6) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者にあつては土木一式工事に係る格付区分がA1の者、それ以外の者にあつては審査基準日が平成16年10月1日から平成17年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知

書に記載の土木一式工事の総合評定値について、1200点以上の者

- (8) 本件工事に土木一式工事の監理技術者を専任で配置できる者
- (9) 本工事のうち推進工事の施工現場に予定された推進工事技士を配置できる者
- (10) 過去5年間（平成13年度以降）の受注した推進工事のうち内径1,350ミリメートル以上の工事の元請としての施工実績（共同企業体による工事の場合は、代表者としての実績に限る。）を有する者

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成18年7月3日（月）から14日（金）まで
- (2) 配付場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成18年7月3日（月）から14日（金）まで

イ 提出場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 土木一式工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成16年10月1日から平成17年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者（3ヶ月雇用関係が継続していること。）に係る監理技術者資格者証の写し（平成16年3月1日以降に交付されたものについては、監理技術者講習修了証の写しも添付のこと。）

オ 推進工事の工事現場に係る配置予定技術者の資格（推進工事技士登録証）を有するもの、及び当該配置予定技術者との雇用関係が確認できるものの写し

カ 上記2（10）に規定する施工実績を証する書類（工種、工期、請負金額、工事内容等）

キ 施工計画書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成18年7月3日（月）から8月4日（金）まで

イ 閲覧場所 津市財務部契約財産課工事契約担当及び津市都市計画部久居工事事務所

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市大里窪田町字平尾前1530番地
株式会社 ポップ (059-233-3636)

6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）並びに設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成18年8月4日（金）まで

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 津中央郵便局留 津市役所契約財産課宛

7 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成18年8月9日（水）午後1時から

(2) 場所 津市庁舎7階入札室

8 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

9 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

10 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人3者を選定し、該当者に連絡する。

11 入札の無効

要領第15条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 2 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

1 3 その他の注意事項

- (1) 入札書は、指定した封筒に入れ、封印し、開札日時、工事件名、入札者の住所、商号（名称）を記入すること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市公告第67号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告する。

平成18年7月3日

津市長 松田直久

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成18年度下施公補第1号
新町西ポンプ場2号ポンプ設置工事
- (2) 工事場所 津市美川町地内
- (3) 工事概要 2号雨水ポンプ 口径1,200mm 1台
2号雨水ポンプ用原動機 1台
2号雨水ポンプ用減速機 1台
上記の機器等の製作・据付工事 1式
- (4) 工期 本契約の締結の日から180日間
- (5) 予定価格 207,885,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 愛知県、岐阜県、又は三重県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（機械器具設置工事業）を受けている者
- (6) 津市競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事を希望業種として登載されている者
- (7) 審査基準日が平成16年10月1日から平成17年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の機械器具設置工事の総合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあつては800点以上

の者、それ以外の者にあつては1000点以上の者

- (8) 本件工事に機械器具設置工事の監理技術者を専任で配置できる者
- (9) 過去5年間（平成13年度以降）に本件工事と工事内容、規模が類似する工事の元請としての施工実績（共同企業体による工事の場合は、代表者としての実績に限り、規模については出資比率による。）を有する者

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成18年7月3日（月）から14日（金）まで
- (2) 配付場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成18年7月3日（月）から14日（金）まで

イ 提出場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成16年10月1日から平成17年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者（3ヶ月以上雇用関係が継続していること。）に係る監理技術者資格者証の写し（平成16年3月1日以降に交付されたものについては、監理技術者講習修了証の写しも添付のこと。）

オ 上記2（9）に規定する施工実績を証する書類（工種、工期、請負金額、工事内容等）

カ 施工計画書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成18年7月3日（月）から8月4日（金）まで

イ 閲覧場所 津市財務部契約財産課工事契約担当及び津市都市計画部久居工事事務所

(2) 購入

ア 購入期間 上記（1）アに同じ

イ 購入場所 津市大里窪田町字平尾前1530番地

株式会社 ポップ (059-233-3636)

6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）並びに設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成18年8月4日（金）まで

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 津中央郵便局留 津市役所契約財産課宛

7 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成18年8月9日（水）午後2時から

(2) 場所 津市庁舎7階入札室

8 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

9 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

10 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人3者を選定し、該当者に連絡する。

11 入札の無効

要領第15条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

13 その他の注意事項

(1) 入札書は、指定した封筒に入れ、封印し、開札日時、工事件名、入札者の住所、商号（名称）を記入すること。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市公告第 68 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 18 年 6 月 29 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市島崎町 179-1 ほか 16 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿六丁目 5-1 新宿アイランドタワー 9F
株式会社エムシーコーポレーション
代表取締役 木下 直哉

津市公告第 69 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告する。

平成 18 年 7 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に付する事項

(1) 物件 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車

(2) 納入場所 津市久居明神町 2276 番地

津市消防本部

(3) 納入期限 本契約の締結の日から 150 日間

2 入札参加者に必要な資格（次の各号のいずれにも該当する者であること。）

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができない者でない者

(2) 津市物件等調達業者に対する指名停止基準により、指名停止等を受けている期間中でない者

(3) 平成 18 年度津市競争入札参加者名簿（物件等）の希望業種を「その他販売（消防・保安・防災用品）」、「車両・船舶（特殊車両販売・修理）」又は「車両・船舶（一般車両販売・修理）」とし、かつ当該物件と同等の納入実績を有する者

3 応募受付期間

平成 18 年 7 月 5 日（水）から同年 7 月 12 日（水）まで

4 応募者が提出すべき書類

(1) 津市条件付一般競争入札参加申込書

(2) 納入実績を証する書類

5 入札の日時

平成 18 年 7 月 26 日（水）午後 1 時 30 分

6 開札の日時

平成 18 年 7 月 26 日（水）午後 1 時 30 分

7 入札及び開札の場所

津市消防本部内研修室（3 階）

8 入札の心得、契約条項その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成 18 年 7 月 5 日（水）から同年 7 月 12 日（水）まで

(2) 場所 津市消防本部消防総務課

9 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提出することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

又、同規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 入札の無効

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領第15条各号の一に該当する入札は、無効とする。

12 その他

- (1) 入札時に第1回目の入札金額の根拠となった物件等に係る積算内訳書を提出すること。
- (2) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約書を作成し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (3) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市公告第70号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年7月6日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年7月5日
- 2 抑留期間 平成18年7月7日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白塚町	雑種	黒白	メス	中	不明	
2	白塚町	雑種	白茶	メス	中	不明	

- 3 公示期間 平成18年7月6日から平成18年7月7日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第71号

次のとおり一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告する。

平成18年7月7日

津市長 松田直久

1 入札に関する事項

(1) 件名 市有公用車公売

(2) 車両概要

ア	車両番号	三重52せ8046		
	車名	グロリア	走行距離	55,180KM
	グレード	クラシック	色	黒
	排気量(L)	1.99	備考	4ドア セダン
	購入年月日	昭和63年4月27日		
	車検有効期限	平成19年4月30日		
イ	車両番号	三重33ふ6477		
	車名	クラウン	走行距離	70,690KM
	グレード	ロイヤル サルーンG	色	黒
			備考	4ドア セダン
	排気量(L)	2.99		
	購入年月日	平成6年4月28日		
	車検有効期限	平成19年4月27日		
ウ	車両番号	三重33ふ6289		
	車名	シーマ	走行距離	100,560KM
	グレード	ツーリング・ セレクション	色	黒
			備考	4ドア セダン
	排気量(L)	2.96		
	購入年月日	平成6年4月28日		
	車検有効期限	平成19年4月26日		
エ	車両番号	三重33そ8940		
	車名	クラウン	走行距離	108,330KM
	グレード	ロイヤルサルーン	色	黒
	排気量(L)	2.95	備考	4ドア セダン
	購入年月日	平成1年11月8日		

	購入年月日	平成1年11月8日		
	車検有効期限	平成18年10月29日		
オ	車両番号	三重33り4921		
	車名	クラウン	走行距離	132,600KM
	グレード	ロイヤルサルーン	色	黒
	排気量(L)	2.49	備考	4ドア セダン
	購入年月日	平成8年10月11日		
	車検有効期限	平成18年10月10日		
カ	車両番号	三重33そ481		
	車名	クラウン	走行距離	156,820KM
	グレード	ロイヤル サルーンG	色	黒
	排気量(L)	2.95	備考	4ドア セダン
	購入年月日	昭和63年2月19日		
	車検有効期限	平成19年2月18日		
キ	車両番号	三58む6038		
	車名	セドリック	走行距離	125,670KM
	グレード	SGL	色	黒
	排気量(L)	1.99	備考	4ドア セダン
	購入年月日	昭和61年5月14日		
	車検有効期限	平成19年5月13日		
ク	車両番号	1		
	車名	クラウン	走行距離	39,580KM
	グレード	ロイヤルサルーン	色	黒
	排気量(L)	2.49	備考	霊柩車
	購入年月日	平成7年11月28日		
	車検有効期限	平成19年11月29日		
ケ	車両番号	2		
	車名	クラウン	走行距離	122,110KM
	グレード	スーパー デラックス	色	黒
	排気量(L)	1.98	備考	霊柩車
	購入年月日	平成6年11月28日		
	車検有効期限	平成18年11月6日		

(3) 最低落札価格 (左のカタカナは車両概要の記号)

ア	19,710円	車両価格、リサイクル料、自賠責残月分含む
イ	69,590円	車両価格、リサイクル料、自賠責残月分含む
ウ	102,420円	車両価格、リサイクル料、自賠責残月分含む
エ	3,000円	車両価格、自賠責残月分含む
オ	94,970円	車両価格、リサイクル料、自賠責残月分含む
カ	17,590円	車両価格、リサイクル料、自賠責残月分含む
キ	22,000円	車両価格、リサイクル料、自賠責残月分含む
ク	116,590円	車両価格、リサイクル料、自賠責残月分含む
ケ	201,000円	車両価格、自賠責残月分含む

2 入札参加者に必要な資格

市町村税を完納した個人又は法人を対象とした市内外の者

3 売却車両の展示等

(1) 展示

ア 展示日 平成18年7月29日(土)午後1時から午後5時まで
平成18年7月30日(日)午後1時から午後5時まで
(雨天決行)

イ 展示場所 津市西丸之内23番1号 お城西公園
霊柩車は津市斎場(津市半田3247番地1)に展示

4 入札方法

入札書を直接津市役所6階契約財産課財産管理担当へ持参又は、郵送によるものとする。

(1) 入札書の書き方

購入申し込みは1人で複数台申し込むことができるが、入札書は希望車両1台ごとに必要。

入札書には入札者の住所、氏名、入札金額、車両番号、車名及びグレードを記入し、必ず押印すること。なお、入札金額の訂正は無効とする。

入札書の日付は、開札日である平成18年8月10日を記入すること。

(2) 入札用封筒

封筒は、希望車両1台ごとに作成すること。

車両番号、車名、差出人の住所及び氏名を記入し、入札書、市町村税完納証明書(発行できない場合は過去2年間の納税証明書)及び(複数台申し込みの者は2台目からコピー可)を入れ封筒の裏面に3箇所の割印をすること。割印のない封筒については無効とする。

(3) その他

1 物件に2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効とする。

(4) 郵送の場合

宛先

〒 5 1 4 - 8 7 9 9

津中央郵便局留

津市役所 契約財産課 財産管理担当 行

郵送については「一般書留」「簡易書留」「配達記録郵便」のいずれかの方法で郵送するものとし、開札が終わるまで差出控えを保管すること。

普通郵便は無効となる。

(5) 入札書の受付期間

平成18年7月31日(月)から平成18年8月7日(月)までの土、日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は8月7日(月)の局留めとする。

5 開札の日時

平成18年8月10日(木)午前9時 津市役所 6階61会議室

6 落札者の決定

- (1) 最低落札価格以上で最高の価格をもって有効な入札をされた者を落札者とする。
- (2) 最低最高の価格が同額の場合、くじ(開札の立会い人)により決定するものとする。
- (3) 落札者には郵便で通知する。
- (4) 落札者から辞退届が提出された場合は、次の高額入札者が落札の権利を有するものし、以後同様とする。
- (5) 不正行為等が確認された場合は取消しとする。

7 落札後の手続き

落札者は通知により開札日の翌日から2週間以内に入金及び名義変更を行い、確認後に車両(公有財産)を引渡しするものとする。

8 付帯条件

- (1) 名義変更手続き等(書類代、車両登録番号の変更を含む。)は落札者自らの負担で行うこととする。
- (2) 入札物件は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。

9 問い合わせ先

津市西丸之内23番1号

津市役所 財務部契約財産課 財産管理担当

(059-229-3126)

10 その他

- (1) 公用車公売の案内書は、契約財産課財産管理担当、各総合支所総務課、各出張所及び展示会場に備える。
- (2) 売却車両は移動により、走行距離が増える場合がある。

津市公告第72号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年7月7日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年7月7日
- 2 抑留期間 平成18年7月10日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	垂水	雑種	茶	オス	中	不明	茶色の首輪

- 3 公示期間 平成18年7月7日から平成18年7月10日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第73号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成18年7月10日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

津市公告第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月11日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成18年7月3日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町椋本字東豊久野2948-3ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市芸濃町椋本3719-2
村上 鉄夫

津市公告第75号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年7月11日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年7月10日
- 2 抑留期間 平成18年7月13日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	藤方	雑種	うす茶	オス	中	不明	首輪なし

- 3 公示期間 平成18年7月11日から平成18年7月13日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第76号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年7月14日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年7月12日
- 2 抑留期間 平成18年7月18日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白塚町	雑種	黒白	オス	中	不明	首輪なし
2	白塚町	雑種	黒白	オス	中	不明	首輪なし
3	白塚町	雑種	黒白	メス	中	不明	首輪なし
4	白塚町	雑種	黒白	不明	中	不明	首輪なし

- 3 公示期間 平成18年7月14日から平成18年7月18日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成18年7月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
226人	190人	416人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年7月11日

津市選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成18年7月11日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
2人	0人	2人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年7月11日